

日本IBM団体保険

(旧) 日本IBM団体総合生活保険

Bタイプ

3つの補償

(傷害・医療・介護)

POINT

- ▶ 日本IBMの3つの団体保険で加入者数 **No.1**
- ▶ 幅広い補償内容が特徴
- ▶ 医療は2つ、介護は1つの告知のみで医師の診査は不要



募集期間

2025年4月21日(月)～2025年5月23日(金)

保険期間

2025年7月1日(火) 午後4時～2026年7月1日(水) 午後4時

保険料払込方法

2025年9月29日(月) 口座振替(年一括払)

申込方法

日本アイ・ビー・エムグループ社員のみなさま

【定期募集期間】WEBで新規申込・既加入者の内容変更(変更・脱退等)が可能です。

【当 期 間 以 外】Webで新規申込が可能です。

退職者のみなさま**新規申込**→取扱代理店アイラスまでご連絡ください。
加入申込票をお送りしますので、ご記入の上、取扱代理店アイラスまでご送付ください。**現在ご加入の方**→加入申込票が送付されます。
ご加入内容に変更がない場合、前年と同一タイプにて自動継続となりますのでお手続き不要です。変更がある場合は、加入申込票にご記入の上、取扱代理店アイラスまでご送付ください。

対象会社

日本アイ・ビー・エム株式会社、日本アイ・ビー・エム・クレジット合同会社、日本アイ・ビー・エムシステムズ・エンジニアリング株式会社、日本アイ・ビー・エムデジタルサービス株式会社、日本アイ・ビー・エム・スタッフ・オペレーションズ株式会社、りそなデジタル・アイ株式会社、地銀ソリューション・サービス株式会社、株式会社地銀ITソリューション、I&Jデジタルイノベーション株式会社、対象会社の退職者



お気軽にお問い合わせください

0120-067-110

フォームでのお問い合わせはこちら

<https://fofa.jp/ilasins/a.p/143/>

【取扱代理店】株式会社アイラス保険事業本部 担当：内海(ウチウミ)、荒巻(アラマキ)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社 グリーンビジネス本部 化学産業 営業第二室
Tel. 03-3285-0216

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険 商品改定のご案内」のとおりとなりますので、ご確認ください。



株式会社アイラス

Insurance & Travel Agency

団体総合生活保険の特徴

1

20%の割引が適用されます！

団体割引：20%適用

※損害率の悪化により、今年度は損害率による割引が適用されません。

※保険料が変更されていますので、ご確認ください。



2

ご加入手続きが簡単です！

保険料の払込みは便利な口座振替です。

3

ご加入の際、医師の診査は不要です！

医療補償、介護補償は、加入依頼書等の質問事項（健康状態告知）にお答えいただくことでご加入いただけます。

告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

4

充実したサービスにより安心をお届けします！

以下のサービスは無料でご利用いただけます。

サービスの詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。



自動セット

メディカルアシスト

介護アシスト

デイリーサポート

認知症アシスト

いじめ・嫌がらせ・
痴漢等相談ダイヤル

※認知症アシストは、介護補償にご加入いただいた場合の専用サービスです。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは、弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合の専用サービスです。

保険の対象となる方（被保険者）について

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

		本人型補償	家族型補償（本人型以外）	
			傷害補償	賠償・財産・費用に関する補償*2
① 日本アイ・ビー・エムおよびその系列会社の役員・従業員、退職者		○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○	×	×
	①の方と同居されているご親族	○	×	×

※保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご確認ください。

※対象となる系列会社については、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 個人賠償責任、携行品、弁護士費用等（人格権侵害等）をいいます。

*3 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご確認ください。

（1）傷害補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	—	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

（2）医療補償

	本人型
① ご本人*1	○
② ご本人*1の配偶者	—
③ ご本人*1のお子様	—

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。）。

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

（2）親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

（3）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償の種類

お客様を取り巻くリスクは様々です。
お客様のニーズに合った補償を組み合わせでご加入いただけます。

ライフスタイル等に応じて、
ご希望の補償を選択してください。

からだに関する補償



傷害補償



医療補償



介護補償

賠償・財産・費用に関する補償

【賠償責任に関する補償】



個人賠償責任*₁



借家人賠償責任 *₁

【財産に関する補償】



携行品*₁

【費用に関する補償】



救援者費用等 *₁



**弁護士費用等
(人格権侵害等)**

*₁ 傷害補償、医療補償、介護補償のいずれかの補償にもご加入いただく必要があります。

➡ 詳細は「補償ラインナップ（基本補償）」および「補償の概要等」をご確認ください。

補償ラインナップ（基本補償）



傷害補償

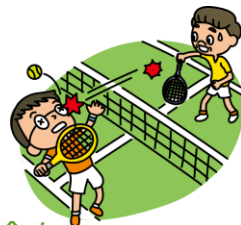
※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、次ページからいずれか1タイプをお選びください。

右表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

2021年度よりすべてのタイプに

「特定感染症危険補償特約」が追加されました。

特定感染症を発病した場合、後遺障害保険金・入院保険金・通院保険金をお支払いいたします。



◆傷害補償の基本◆

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…
・交通事故によるケガ
・旅行中のケガ
・工作中的のケガ
・スポーツ中のケガ
・家庭内でのケガ

+【天災危険補償特約】

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



+【特定感染症危険補償特約】

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



死亡・後遺障害

ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。

*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限り。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料（１口あたり）

保険期間：１年間
 団体割引：20% 職種級別*1：A
 *ご加入口数は1口のみです。

下表のタイプ以外の条件ではご加入
 いただけませんのでご了承ください。

被保険者の範囲(本人型)

加入タイプ			P05	P10	P20	P30
一時払保険料			11,550円	23,090円	41,590円	60,080円
保険金額	本人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*2	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円

被保険者の範囲(夫婦型)

加入タイプ			W05	W10	W20	W30
一時払保険料			16,500円	32,960円	58,480円	83,700円
保険金額	本人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*2	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	配偶者	死亡・後遺障害	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		入院保険金日額*2	750円	1,500円	2,000円	2,500円
		通院保険金日額	500円	1,000円	1,300円	1,500円

被保険者の範囲(家族型)

加入タイプ			F05	F10	F20	F30
一時払保険料			24,280円	48,510円	74,030円	113,980円
保険金額	本人	死亡・後遺障害	500万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円
		入院保険金日額*2	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
		通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
	配偶者	死亡・後遺障害	250万円	500万円	1,000万円	1,500万円
		入院保険金日額*2	750円	1,500円	2,000円	2,500円
		通院保険金日額	500円	1,000円	1,300円	1,500円
	その他家族	死亡・後遺障害	250万円	500万円	500万円	1,000万円
		入院保険金日額*2	500円	1,000円	1,000円	1,500円
		通院保険金日額	250円	500円	500円	1,000円

*1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別 A（事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外）の方を対象としたものです。職種級別 B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、お引き受け出来かねますのでご了承ください。

なお、夫婦型、家族型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別 B に該当するときは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）となります。

傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

傷害・疾病で入院された場合、手術をされた場合、放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いするプランです。

※放射線治療については血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日間に1回の支払いを限度とします。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの後記「補償の概要等」をご確認ください。

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

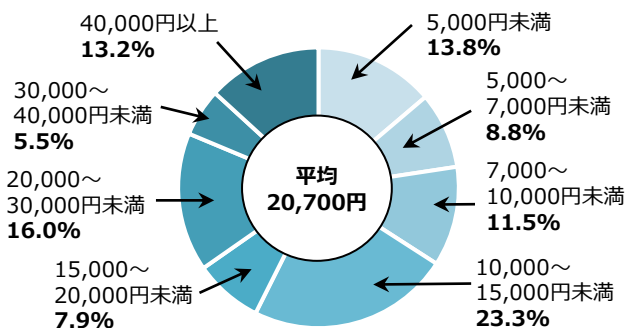
疾病入院	病気で1日以上入院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院について180日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
傷害入院	ケガで1日以上入院したときに保険金をお支払いします。 ※1回の入院について180日を限度とします。
傷害手術	ケガで手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。



入院費って
いくらぐらいかかるの？

入院時の1日あたりの自己負担費用

【集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人（高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人（適用外含む））】



※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費（見舞いに来る家族の交通費も含みます。）や衣類、日用品費等を含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

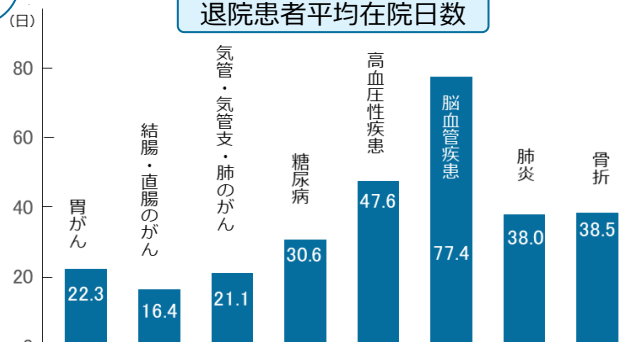
【出典】（公財）生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

さらに

病気によっては入院期間が長くなります。

退院患者平均在院日数



【出典】「令和2年患者調査」（厚生労働省）をもとに東京海上日動にて作成

だから

入院や手術を補償する
「医療補償」だと安心です。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料（1口あたり）

保険期間：1年間
団体割引：20%
免責期間：0日
※加入口数は1口のみです。
型：本人型

加入タイプ				T1	T2	
保 險 金 額	疾病傷害入院保険金日額(1 日あたり)			3,000円	5,000円	
	疾病傷害手術 保険金額	重大手術*1		12万円	20万円	
		上記以外の 手術	入院中	3万円	5万円	
			入院中以外	1.5万円	2.5万円	
	放射線治療保険金額			3万円	5万円	
保 険 料 (一時払)				5 ～ 9 歳	3,530円	5,880円
				1 0 ～ 1 4 歳	3,310円	5,520円
				1 5 ～ 1 9 歳	3,700円	6,170円
				2 0 ～ 2 4 歳	4,770円	7,960円
				2 5 ～ 2 9 歳	5,000円	8,340円
				3 0 ～ 3 4 歳	5,210円	8,690円
				3 5 ～ 3 9 歳	5,550円	9,260円
				4 0 ～ 4 4 歳	6,190円	10,320円
				4 5 ～ 4 9 歳	7,850円	13,090円
				5 0 ～ 5 4 歳	9,890円	16,480円
				5 5 ～ 5 9 歳	13,380円	22,310円
				6 0 ～ 6 4 歳	18,900円	31,510円
				6 5 ～ 6 9 歳	25,430円	42,380円
				7 0 ～ 7 4 歳	34,520円	57,540円
				7 5 ～ 7 9 歳	43,840円	73,070円
				8 0 ～ 8 4 歳	55,640円	92,740円
				8 5 ～ 8 9 歳	58,530円	97,560円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



介護補償（年金払介護）

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護 3 以上になった場合に、最初に要介護状態*1 となった日から毎年 1 回、その日を含めて最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

< 4 つの特長 >

■ 長期間の安心

介護補償（年金払介護）では、最大10年間（10回）保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

■ リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

■ 仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にご加入いただくことで、親が要介護状態*1となった場合に備えることができます。

■ 充実のサービス（認知症アシスト）

要介護状態*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償（年金払介護）では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

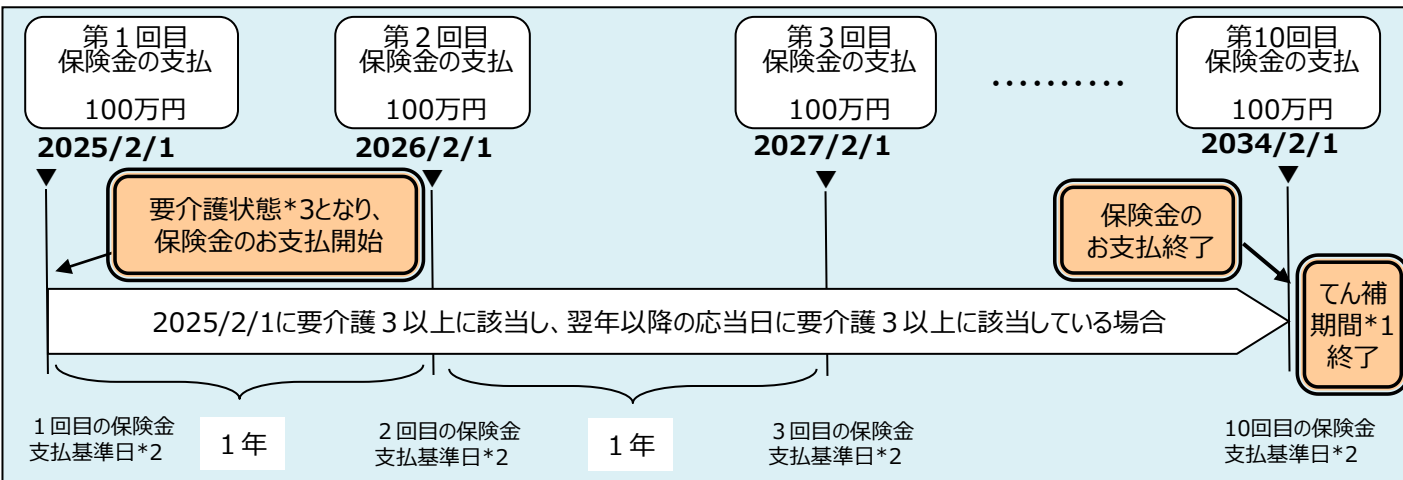
*1 公的介護保険制度に基づく要介護 3 以上の認定を受けた状態をいいます。

< 介護補償（年金払介護）の保険金お支払い方法 >

【例】

年金払介護補償保険金額（年額）：100万円、保険期間：1 年間（2024/10/1～2025/10/1）

てん補期間*1：10 年（10 回目の保険金支払基準日*2まで）



※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護 3 以上から要介護 2 以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は 1 回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。

（例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降 5 年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大 4 年分となります。）

※てん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。

*1 第 1 回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10 回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。

*2 1 回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2 回目以降は 1 回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

*3 公的介護保険制度に基づく要介護 3 以上の認定を受けた状態をいいます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表（1口あたり）

保険期間：1年間、てん補期間*1：10年（10回目の保険金支払基準日まで）
団体割引：20%
※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型			
タイプ名		NK20タイプ		NK30タイプ	
年金払介護補償保険金額		20万円		30万円	
保険料 （一時払）	年齢 \ 性別	男性	女性	男性	女性
	40～44歳	280円	250円	420円	370円
	45～49歳	330円	300円	490円	450円
	50～54歳	450円	410円	680円	610円
	55～59歳	650円	590円	980円	880円
	60～64歳	1,390円	1,260円	2,080円	1,900円
	65～69歳	3,480円	4,270円	5,220円	6,410円
	70～74歳	6,530円	9,700円	9,800円	14,560円
	75～79歳	15,000円	22,730円	22,500円	34,100円
	80～84歳（更新のみ）	26,260円	41,170円	39,390円	61,760円

※介護補償（年金払介護）から介護補償（一時金払介護）への変更または介護補償（一時金払介護）から介護補償（年金払介護）への変更はできません。

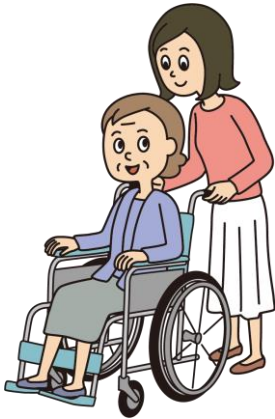
※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、満40歳以上満79歳以下*3の方に限ります。

*1 年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日まで）をいいます。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人の年齢が満84歳以下とします。



介護補償（一時金払介護）

・独自基準追加型（要介護2）

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合

または東京海上日動所定の要介護状態（要介護2用）＊1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に、保険金（一時金）をお支払いします。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。
＊1 東京海上日動所定の要介護状態（要介護2用）については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

公的介護保険は
あるけれど…

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかる
お金は…？

一時費用＊1の合計：
平均**74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

＊1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】（公財）生命保険文化センター「2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に
必要となる主な費用の目安
（自費で購入等した場合）

車いす

- 自走式 … 6～19万円
- 電動式 … 30～50万円

階段昇降機

- いす式直線階段用 …… 50万円～
- ※工事費別途

特殊寝台（介護ベッド）

- 15～50万円
- ※機能により金額は異なる

手すり

- 廊下・階段・浴室用等… 1万円～
- ※サイズ・素材により金額は異なる（工事費別途）

ポータブルトイレ

- 水洗式 …… 1～4万円
- シャワー式 … 10～25万円

移動用リフト

- 据置式 … 20～50万円
- レール走行式 … 50万円～
- ※工事費別途

【出典】（公財）生命保険文化センター
「介護保障ガイド」（2021年7月改訂版）をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護にはまとまった
資金準備があると安心です。

「独自基準追加型」とは

【「独自基準追加型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定めた所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。

これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう「39歳以下の方」が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても保険金をお支払いできるメリットがあります。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料（１口あたり）

保険期間：１年間
 団体割引：20%
 型：本人型
 ※ご加入口数は1口のみです。



補償の型		独自基準追加型 (要介護２)	
タイプ名		K100	K200
介護補償保険金額		100万円	200万円
保険料 (一時払)	５～９歳	30円	50円
	10～14歳	30円	50円
	15～19歳	30円	50円
	20～24歳	50円	100円
	25～29歳	90円	190円
	30～34歳	180円	360円
	35～39歳	340円	690円
	40～44歳	680円	1,360円
	45～49歳	810円	1,620円
	50～54歳	1,120円	2,230円
	55～59歳	1,590円	3,180円
	60～64歳	3,440円	6,880円
	65～69歳	7,120円	14,240円
	70～74歳	15,640円	31,280円
	75～79歳	35,950円	71,890円
	80～84歳	67,960円	135,920円

※介護補償（年金払介護）から介護補償（一時金払介護）への変更または介護補償（一時金払介護）から介護補償（年金払介護）への変更はできません。

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、独自基準追加型の場合は満５歳以上満８４歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

公的介護保険制度とは

介護補償（年金払介護）、介護補償（一時金払介護）共通



〔公的介護保険制度の概要〕

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

〔公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件〕

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態（寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

〔公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について〕

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当（自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

1. 携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、眼鏡、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品や設備・什器（じゅうき）等は、補償の対象となりません。

例えば…
・旅行中、誤ってカメラを落として壊してしまった。
・外出中、ハンドバッグをひったかれた。



下表のタイプ以外の条件ではご加入
いただけませんのでご了承ください。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：20%

型：家族型

※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	M1	M2	M3
保険金額	10万円	20万円	30万円
免責金額（自己負担額）	5,000円	5,000円	5,000円
保険料（一時払）	960円	1,480円	2,290円

！携行品にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。



救援者費用等

国内外において急激かつ偶然な外来の事故により緊急の搜索・救助活動を要する状態となった場合や、ケガにより長期入院した場合等で、保険の対象となる方またはその親族等が搜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に保険金をお支払いします。

例えば…
・乗っていた船舶が遭難し、搜索救助費用を負担した。
・ケガで長期入院することになり、家族に駆けつけてもらうことになった。



下表のタイプ以外の条件ではご加入
いただけませんのでご了承ください。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：20%

型：本人型

※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	H1
型	本人型
保険金額	300万円
保険料（一時払）	150円

！救援者費用等にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

個人賠償責任

1. 日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…

- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超えるもの等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



下表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：20%

型：家族型

※ご加入口数は1口のみです。

型	家族型	
タイプ名	B1	B3
保険金額	国内：無制限 国外：1億円	国内：無制限 国外：1億円
弁護士費用 (人格権侵害等)		300万円
保険料（一時払）	2,270円	4,250円

※弁護士費用等（人格権侵害等）の補償内容については、「弁護士費用等（人格権侵害等）」のページをご確認ください。

※保険期間中に、弁護士費用等（人格権侵害等）がセットされたタイプに変更する事はできません。

！このページおよび弁護士費用等（人格権侵害等）のページに記載されたタイプのうち、いずれか1タイプにのみご加入いただけます。

！個人賠償責任と弁護士費用等（人格権侵害等）の両方にご加入になる場合には、このページに記載されたタイプを選択してください。

！個人賠償責任にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



弁護士費用等（人格権侵害等）

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…

- ・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：20%

型：家族型

※ご加入口数は1口のみです。

型	家族型
タイプ名	B2
保険金額	300万円
保険料（一時払）	1,980円



個人賠償責任と弁護士費用等（人格権侵害等）の両方にご加入になる場合は、個人賠償責任のページに記載されたタイプを選択してください。



このページおよび個人賠償責任のページに記載されたタイプのうち、いずれか1タイプにのみご加入いただけます。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



借家人賠償責任

国内における借用戶室での火災、破裂・爆発、水濡（ぬ）れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戶室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

例えば…
 ・失火により借家を焼失させてしまった。
 ・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。



下表のタイプ以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

保険金額・保険料

保険期間：1年間、団体割引：20%

型：本人型

※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名	R1
型	本人型
保険金額	1,000万円
保険料（一時払）	2,440円

! 借家人賠償責任にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日



0120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル
ワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の
手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

・介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時
・各種サービス優待紹介 : 午前9時～午後5時



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サー
ビスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電
話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただく
ことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関
のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の
仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報
をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の
生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:
いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時
・税務相談 : 午後2時～午後4時
・社会保険に関する相談 : 午前10時～午後6時
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時



0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間
電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく
電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

【対象となる補償】
介護補償にご加入いただいた場合

自動セット



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間： 緊急連絡ステッカー：午前9時～午後5時
いずれも 土日祝・年末・年始を除く
「認知症の人と家族の会」紹介：午前9時～午後5時
0120-775-677
脳の健康度チェック：午前9時～午後5時
0120-002-531
認知症介護電話相談：午前9時～午後5時
0120-801-276

搜索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。
※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、（一社）セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【搜索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、（一社）セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「搜索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「搜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態（行方不明・事故等）に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android



iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間（約15分）で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング（『脳を鍛えるトレーニング』）をご利用いただけます。
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』

【ホームページアドレス】 <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修：川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「（公社）認知症の人と家族の会*4」をご紹介します。*5

*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等（人格権侵害等）にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法（加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等）について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

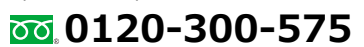
- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

受付時間：

いずれも
土日祝・
年末・年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス：

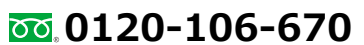
午前10時～午後6時

 **0120-300-575**

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス：

午前7時30分～午前9時30分／

午後5時～午後10時

 **0120-106-670**

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください

（各サービス共通）

- ・ご相談のご利用は、保険期間中（認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。）にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
 - ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
 - ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

加入依頼書の記入例

◆新規にご加入の場合、および現在のご加入内容に変更がある場合は、下記①～⑪のご案内に沿ってご記入ください。

※現在のご加入内容や印字内容に変更がある場合は、該当項目の印字を二重線で抹消し、変更後の内容を枠内に印字と重ならないようにご記入ください。

※本契約は自動更新です。更新しない場合は①③④にご記入・ご署名のうえ、加入依頼書をご提出いただく必要があります。

◆**①④⑦⑧**については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。

◆加入依頼書は、保険の対象となる方（被保険者）ご本人 1 名につき 1 部必要となります。保険の対象となる方（ご本人）の人数に応じて、必要部数を《お問い合わせ先》までお申出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

①「ご記入日」：必ず記入してください。

②加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】：「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。
※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。

③フルネームの自署をお願いします。

④「ご希望のお手続き」に○をしてください。

⑤ 保険の対象となる方【被保険者】
 「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」：
 《ご加入者と同じ場合》
 →「ご加入者と同じ」に○をし、各項目のご記入は不要です。
 《ご加入者と異なる場合》
 →各項目をご記入ください。

⑥保険の対象となる方【被保険者】
「本人のご住所」：
《ご加入者と同じ場合》
→「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「本人のご住所」のご記入は不要です。
《ご加入者と異なる場合》
→「本人のご住所」をご記入ください。

⑦「加入者からみた続柄」：
「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。
「★他の保険契約等」：
該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。

③《傷害補償にご加入の場合のみ》
「☆職業・職務」*1、「職種級別」*2
※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約がセットされたタイプにご加入の場合は記入不要です。
《所得補償にご加入の場合のみ》
「☆職業・職務」*1、「基本級別」*2
*1 「職業・職務コード」表より該当するコードを
ご記入ください。
*2 パンフレット等でご確認ください。

⑨《がん補償にご加入の場合のみ》
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は「がん保険金受取人氏名(カナ)」、および「被保険者本人からみた受取人の続柄」を「続柄コード」表記載のコードにてご記入ください。

⑩ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。

①「被保険者・1回分保険料」：
被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
「加入者・1回分合計保険料」：
加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。

E 団体保険加入依頼書

東京海上日動火災保険株式会社 保険会社欄出用

1 加入日 (必ずご記入ください)

令和 00 年 00 月 00 日

加入者 保険期間

令和 00 年 00 月 00 日 ~ 令和 00 年 00 月 00 日

払込方法・回数

× × ×

2 加入者氏名 (姓・名・姓・名)

姓 カナ ●●●●●●●●

名 カナ ●●●●●●●●

姓 カナ ●●●●●●●●

名 カナ ●●●●●●●●

加入者 証券番号

●●●●●●●●●●●●●●●●

3 加入者 生年月日

昭和 大正 昭和 平成 令和

●● 年 ●● 月 ●● 日

加入者 性別

男性 女性

4 加入者 所属名

カンパニー

加入者 所属コード

●●●●●●●●

5 加入者 住所

〒●●●●●●●●

加入者 住所コード

●●●●●●●●

6 加入者 電話番号

〒●●●●●●●●

加入者 電話番号

●●●●●●●●

7 加入者 加入理由

新規加入 更新 変更 解約 他

加入者 加入理由

●●●●●●●●

8 加入者 加入理由

新規加入 更新 変更 解約 他

加入者 加入理由

●●●●●●●●

9 加入者 加入理由

新規加入 更新 変更 解約 他

加入者 加入理由

●●●●●●●●

10 加入者 加入理由

新規加入 更新 変更 解約 他

加入者 加入理由

●●●●●●●●

11 加入者 加入理由

新規加入 更新 変更 解約 他

加入者 加入理由

●●●●●●●●

◆健康狀態告知「回答記入欄・署名欄」：

- ・C「健康状態告知書」頁にご記入・ご署名(自署)ください(E「加入依頼書」に複写されます。)
- ・下記の各補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(B「告知の大切さに関するご案内」頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)

◆所得補償・団体長期障害所得補償：質問 1～3 の回答・告知日・自署欄

◆医療補償・がん補償：質問1～2の回答・告知日・自署欄

◆介護補償：質問1の回答・告知日・自署欄

※介護補償のみに団体構成員のご家族（配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）としてご加入いただく場合、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知することができます（この場合は、団体構成員がご署名ください。）。ただし、告知内容が正しい場合には、ご契約が解除され、保険金をお受けいただけないことがありますので、ご注意ください。

※被保険者（本人または家族タイプのお子様）が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等（後見人・保佐人・補助人）の代表者1名が全員の合意を得たうえで、被保険者に代わってご署名ください。（例：安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ）

《訂正方法》

誤った記入やあらかじめ印字されている内容を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。

7 9

続柄コード			
01	本人	07	孫
02	配偶者	08	その他親族
03	父 母	10	雇用主(法人)
04	子	11	雇用主(個人事業主)
05	兄弟姉妹	12	従業員
06	祖父母	99	その他

8

【傷害補償・所得補償】職業・職務コード	
010 事務職	060 建設作業者
020 営業職	070 家事従事者
030 自動車運転者	080 学生
040 運輸従業者	090 無職者
050 金属製造加工作業者	990 その他

「その他」の場合は加入依頼書裏面の記入欄に具体的に記入ください。

Q&A よくあるご質問

傷害補償

Q 通院保険金は通院した日数分が支払われますか？

A 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合に、通院日数（実日数）分をお支払いします。（事故の日からその日を含めて180日以内の1事故について90日分が限度となります）

Q 生命保険の保険金が支払われた場合も保険金は支払われますか？

A ケガの補償については生命保険・健康保険とは関係なく、保険金をお支払いします。

Q 入院保険金や通院保険金は何日目から支払われますか？

A 1日目からお支払いします。

Q 保険金の支払を受けた場合に、次年度の保険料に変更はありますか？

A 団体契約全体の被保険者数および一定の成績期間における団体契約全体の損害率に応じて割増引率を決定し、契約タイプ毎に保険料を算出いたしますので、個々の加入者単位で保険金支払実績に応じて保険料が変動することはありません。ただし、保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

Q （個人）賠償責任補償について、もう少し分かりやすく教えてください。

A 国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- （例）
- 自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
 - 買い物中、誤って商品を壊してしまった。
 - レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
 - 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

携行品損害

Q スマートフォンは対象になりますか？

A 電子通信機器（メールの送受信やインターネットの利用が可能なもの）については対象外となります。（例）スマートフォン、iPad等は補償対象外となります。

Q 携行品損害補償について、もう少し分かりやすく教えてください。

A 自宅外で、ご自身の携行中の家財が偶然な事故（落としたことによる破損・盗まれた等）によって被った損害を補償します。国内・海外を問わず補償されます。なお、盗難（置き忘れまたは紛失後の盗難を除く）の場合は、警察への届け出が必要になります。

- （例）
- 海外旅行中にビデオカメラが盗難にあった。
 - プレー中にテニスラケットが折れてしまった。といった事故が補償の対象となります。

その他共通

Q 保険金を請求する際に注意することはありますか？

A 以下の点に特にご注意ください。

①持病等（疾病）が原因で傷害が重大となった場合は、持病等（疾病）の影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。

（例）骨粗鬆症で骨が弱っていたお年寄りが、転んで骨折した。

→骨粗鬆症により傷害が重大となったことにより、保険金は削減されることもあります。

（入通院した全ての日数が、お支払いの対象とならない場合があります。）

②一般的な治療期間を大幅に超える入通院については、入通院された全ての期間がお支払いの対象となるわけではありません。

Q 今回の募集期間以外でも加入できますか？

A 中途加入できます。

Q 退職・休職の場合、契約の継続は出来ますか？

A 継続できます。

Q 年末調整の対象となりますか？

A ご契約者自身もしくはその配偶者その他の親族を保険金受取人とする医療費用保険契約等に係わる保険料が生命保険料控除（介護医療用）の対象となります。医療補償・介護補償にご加入の方が対象となります。

※傷害補償にご加入の方は対象外です。

Q 契約を解約した場合、保険料の支払いはどうなりますか？

A 保険料を収納後（9/29）に解約日以降の残保険期間（2026年7月1日）までの保険料をご返金します。

Q 家族構成が変更となった場合、何か手続きは必要ですか？

A 必要です。補償により被保険者の範囲が異なるため、家族形態が変更となった場合は代理店までご連絡ください。

**団体総合生活保険の
2024年10月1日以降始期契約のご契約者様**

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご契約いただいております団体総合生活保険について、2024年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

1 新たに販売する補償

補 償	改 定 項 目	概 要
こども傷害補償	「教育継続支援特約」の発売	扶養者が5疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全)により入院または在宅療養が必要となり、その状態が一定期間継続した場合に、てん補期間を限度に毎月定額の保険金をお支払いする「教育継続支援特約」を発売します。 毎月定額の保険金をお支払いすることにより、扶養者が病気療養中であっても、習い事等お子様の将来に向けた教育を継続しやすくなるよう支援いたします。

2 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	
①傷害補償	②賠償・財産・費用に関する補償

変更する補償		改定項目	概要
①	②		
	○	「個人賠償責任補償特約」の保険料改定および補償拡大	昨今のインフレーションの進行および保険金のお支払実績等を踏まえ、「個人賠償責任補償特約」の保険料を引き上げます(*1)。 また、学校等から貸与されているノートパソコン・タブレット端末等を受託品賠償の補償対象とします(*2)。 (*1)「ゴルフ賠償責任補償特約」または「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、保険料改定は行いません。 (*2)「個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約」がセットされている場合、既に補償対象です。
○		「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」の保険料を引き上げます。 また、本特約を保険期間の途中でセットすることおよび削除することを不可とします。

変更する補償		改定項目	概要
①	②		
	○	「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料改定および引受けに関する規定改定	直近の保険金お支払実績等を踏まえ、「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」の保険料を引き上げます。 また、保険金額を100万円とするプランについて、新規および更新の販売を停止します。
○		「交通事故傷害危険のみ補償特約」の補償拡大	「交通事故傷害危険のみ補償特約」において、原動機を用いるキックボードを「交通乗用具」に追加し、電動キックボード搭乗中等のケガについて補償対象とします。
	○	「ドローン」の取扱いの明確化	「ラジコン模型」に含めて取り扱っている「ドローン」について、分かりやすさの観点から、保険の対象等に含まれないことを明確化します。 <対象特約> 個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、携行品特約の一部変更に関する特約、住宅外等追加補償特約
○	○	道路交通法改正に伴う改定	新たなモビリティの定義やその交通方法が整備された道路交通法の改正を踏まえ、「原動機付自転車」の定義や「移動用小型車」「遠隔操作型小型車」の取扱い等を明確化します。 <対象特約> 交通事故傷害危険のみ補償特約、個人賠償責任補償特約、携行品特約、住宅内生活用動産特約、救援者費用等補償特約、弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)、トラブル対策費用補償特約、住宅外等追加補償特約

このご案内は、2024年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

07E1-GJ05-23020-202405

-MEMO-

[illegible]

-MEMO-

重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明)は、以下のいずれかの方法によりご確認ください。

- a. 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書または、株式会社アイラスのホームページに掲載の重要事項説明書（重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめいたします。）
- b. 重要事項説明書の冊子(ご希望の場合は、株式会社アイラス：tel 0120-067-110までご連絡ください。)



<https://www.ilas.co.jp/insurance/files/Btype-2504.pdf>

この保険は、日本アイ・ビー・エムを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本アイ・ビー・エムが有します。

＜ご注意＞

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

◇代理店 ： 株式会社アイラス（担当：内海(ウチウミ)・荒巻）
TEL：0120-067-110
※右記二次元コードお問い合わせフォームよりご連絡ください。



◇保険会社 ： 東京海上日動火災保険株式会社 グリーンビジネス本部 化学産業 営業第二室
TEL：03-3285-0216

《事故時の連絡先》

◇事故受付センター（東京海上日動安心110番）：
TEL：0120-720-110（受付時間24時間365日対応）
◇代理店：株式会社アイラス（担当：内海(ウチウミ)・荒巻）
TEL：0120-067-110（受付時間：平日午前8時30分～午後5時）

東京海上日動火災保険株式会社

＜2024年10月1日以降始期契約用＞

令和7年3月作成 24TX-006373